ついて 保育園の待機児童対策に

びつくと考えている。 上した。待機児童の解消に結 ることから、所要の予算を計 を28年4月に開所の意向があ 館が新白河に小規模保育施設 っている。加えて、ニチイ学 し、受入れ園児の拡大を図 今年度は12名の職員を採

れるが、受入先について伺う。 ひまわり保育園が廃園さ

生しない。 転園できる。 市内の保育園・幼稚園に 待機児童は、 発

務

ランニングに限定して、 から管理棟の照明設備を利用 例改正により、平成29年4月 時間が午後9時までとなる。 し、40mトラックを使用した を開放しているが、今回の条 陸上競技場の利用時間は 現在、午後5時まで施設 利用

白河文化交流館について

足する部分は、 系のスタッフは照明技術者技 氏を登用する予定。舞台技術 園大学教授の「志賀野佳一」 委託して体制を整備する。 の有資格者を雇用予定で、不 館長は、現在東北文化学 舞台機構調整技能士 一部を外部に

> これらに加え市職員の派遣を 担当、 タッフ全体は、 制 担当となり、 の安全管理と運用を担う技術 を担う事業担当、 主事業企画・実施までの実務 付等を担う施設管理担当、 報等の事務を担う総務・経理 を配置し施設経理や庶務・広 主事業を統括する副館長2名 任者の館長・施設管理者・自 台機構・音響・照明の各設備 での運営を予定している。 施設維持管理や貸館受 合わせて16名体 ホールの舞 自

予定している。



白河市陸上競技場

源である積立金も年々増やさ の要求に応えておらず、 めと言うが、裏を返せば市民 ている。今後の財政運営のた 整備基金だけで70億円を超え 況は改善されてきた。余裕財 化に取り組むなかで、 全化計画」を策定、 市財政状況と市民要求実現 込み過ぎではないか。 財調・減債・公共施設等 平成18年度から 財政健全 「財政健 財政状 ため

み立てを行っていきたい。 るよう、今後も当該年度の施 的な財政出動などに対応でき 加、 策推進に影響のない範囲で積 高齢化に伴う社会保障費の増 大規模災害発生時の緊急 地方交付税の減少や少子

土曜授業の導入について 文科省の方針で土曜授業

度から導入を決めたのか。 されるが、なぜ市教委は今年 担増や教員の多忙化など懸念 が可能となった。子どもの負 補充指導等を実施するた

果的に実施できると判断した。 今年度の実施回数は全小中学 めの授業時数の確保や、 校で3回となっている。 人材を活用した体験学習を効 地域

、政治倫理条例に 基づき戒告処

するのではないかとして、市 ものが含まれ、 号)」に記載されている内容に ました。 され、同月17日付で白河市議 に基づく審査の請求書が提出 議会議員政治倫理条例第5条 員政治倫理条例の規定に違反 偽の事実や誹謗中傷にあたる 会議員の名誉を失墜させる虚 行き過ぎた表現があり、市議 発行した活動報告書「はって 民10名から、 会政治倫理審査会が設置され ん(2015年8月20日第37 平成27年9月7日付けで市 大竹功一議員の 白河市議会議

した。 平成27年11月2日、 違反しているとの結論に至り、 号に規定する政治倫理基準に 例第3条第1号及び同条第8 し審査結果報告が提出されま ん」に記載された内容は同条 審査を重ねた結果、「はって 議長に対

> 提出されました。 27年11月24日付で、 議員に通知したところ、平成 また、 審査結果を大竹功 弁明書が

した。 除斥)で戒告の措置を講じる 長は、 して直ちに戒告処分を科しま ことに決定し、 会議に諮り、大竹功一議員に この審査結果を踏まえ、議 平成27年12月7日の本 全会一致(大竹議員は 白河市議会と

掲載しております。 について掲載しておりますが 弁明書並びに戒告文の概要等 ホームページにおいて全文を ※次ページに、審査の結果と

政治倫理審查会審查結果(概要)

- 「税金で走る選挙カーは必要か?選挙公営制度に疑問と苦情殺到!!」との表現について 全国で認められている選挙公営制度を、あたかも制度を利用することが悪いことのような表現は、 市民に誤解を与え、正しく制度を利用している候補者を嘲弄するものであり、認められている制度 の運用を妨げる行為である。
- 「しかし、長時間労働でプロのウグイス嬢を雇用する場合、実際には多額の費用が必要だと 噂されています。」との表現について

事実が確認されていない違法行為の「噂」を市民に対し情報発信することは、多くの市民に誤解を与え、市議会議員に対し多くの市民からありもしない疑惑を煽ることになり、白河市議会の信用を失墜させる行為である。

○ 「選挙=就職活動」との表現について

選挙と就職活動のそれぞれの性質は全く異なるものであり、市議会議員本人が選挙と就職活動を 同一行為として表現することは明らかな間違いであり、虚偽の記載である。

○結論

これらの議会の品位又は名誉を損なう表現は、他人若しくは白河市議会の名誉を毀損する行為があると判断し、条例第3条第1号及び第8号の政治倫理基準に違反すると全会一致で結論を得た。

審査会が必要と認める措置

条例第6条第2項第2号に基づく措置については、「戒告」とする。

戒告文

大竹功一議員は、平成27年8月20日に議員活動報告書「はってん」を発行したが、その中には、不適切な表現や虚偽の事実、誇大表現により多くの市民に対し誤解を与えている。

これらの議会の品位又は名誉を損なう表現は、他 人若しくは白河市議会の名誉を毀損し、白河市議会 議員政治倫理条例第3条第1号及び第8号の政治倫 理基準に違反する行為である。

このことは、議員の職分に鑑み、まことに遺憾である。

よって、白河市議会議員政治倫理条例第13条第 2項の規定により、戒告する。

また、白河市議会として、大竹議員に対し、今後の議員活動報告などの情報発信を行う場合には、客観的な事実に基づいた内容を記載することと、その表現については、常に議会の品位を保つものであることを強く求めるものである。

なお、大竹議員には、議員の主張や意見に基づく 活動は、情報紙やブログなどで市民に伝えるだけで はなく、この議会において、意見書や条例等を上程 することで議題とし、議員間で議論を深めることが、 議員としての職務であり、職責であることを申し添 える。

平成27年12月7日

白河市議会

弁 明 書 飯 粉

- ●「利用することが悪い」と断言しているものではなく、読者に問いかけをしているものであり、表現の自由の範疇であると考えています。各候補者が正しく制度を運用していると言えるのかということを、市民に伝え、判断していただくための今回の表現であり、「愚弄している」と指摘されたことには当たらないと考えます。
- ●今回の「噂」には全国の事例報告や「噂」等から 推察しての文章であり、故意に誤解を与えようとし たものではありません。単に白河市議会の議員候補 者の場合だけを指したものではなく、白河市議会の 信用を失墜させる表現に当たるとは思えません。

「噂」と表現している以上、事実の証拠を提示する必要なく、全国的に同様の「噂」があることを示すことにより、今回の表現は「表現の自由」で認められている許容範囲であり、「議会の信用を失墜させる行為」に当たるとは思えません。

●私は他議員について、一言も触れてはいません。 選挙=就職活動というのは、私の考えであり、「他 の議員も自己資金で選挙すべきだ」と断言している ものではなく、自分の自説を述べたに過ぎず、この 点をもって、個人の意見を間違っていると断言され るのは、憲法に保障されている「思想・信条の自由」 を縛るものではないかと思います。